

# 離婚後の共同親権でどうなる？

## ～子どもの権利、女性の権利の視点から～

5月17日、離婚後の「共同親権制度」の導入を柱とした改正民法が成立しました。これから離婚する、あるいはすでに離婚した家庭だけの問題ではありません。医療、教育、行政、司法などにも広く影響を与えます。なにより子どもたちの不利益につながる事が予想されます。多くの皆様に関心を寄せていただきたく、参議院法務委員会で意見を述べられた憲法学者の木村草太先生を迎え、問題点を明らかにしてもらいます。一緒に考えてみませんか。

日時:2024年

**10月20日(日)**

14:00-16:00(開場:13:30)

会場:福岡市男女共同参画推進  
センター・アミカス 4階ホール  
福岡市南区高宮 3-3-1  
(西鉄天神大牟田線「高宮駅」西口すぐ)

事前申し込み  
先着 300名  
参加費:無料



申込用フォーム

申込方法:

上記 QR コード又は、住所、氏名、電話番号を  
記入の上、メール、FAX でお申し込みください

託児:生後6か月から小学3年生まで

※託児申込は 10月10日(木)まで

講師:木村 草太さん



©岩沢蘭

【プロフィール】

東京都立大学法学部教授。1980年生まれ。2003年、東京大学法学部卒業。同年、同大学助手。首都大学東京(現・東京都立大学)准教授を経て2016年より現職。専攻は憲法学。平等権、差別されない権利、子どもの権利などを研究。

主催:特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

〒810-0041 福岡市中央区大名一丁目5-5月光ビル 503

問合せ先:TEL/FAX 092-722-3003 電話は火曜日・木曜日 13時~16時

ホームページ: <https://www.smff.or.jp/> メールアドレス: [mail@smff.or.jp](mailto:mail@smff.or.jp)